

個人住民税の定額減税

問合せ 市税係 ☎32-2219

令和6年度税制改正に基づき、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度個人住民税(市・道民税)の定額減税を実施することとなりました。

対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下相当)の個人住民税所得割が課税される方。



減税額

**本人、配偶者を含む
扶養親族1人につき、1万円**

※定額減税の対象となる方は、国内に住所がある方に限ります。

※同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以上の納税義務者の配偶者(同一生計配偶者のうち、控除対象配偶者を除いた配偶者)については、令和6年度の市・道民税の定額減税における扶養親族などの算定の対象になりませんが、令和7年度の市・道民税において、当該配偶者を有する場合には1万円が減税されます。

定額減税の対象となる方の徴収方法

1 給与から個人住民税が差し引かれる方【特別徴収】

令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11カ月間に分けて徴収します。



税の徴収 無し	← 定額減税後の税額を11カ月に分割 →										
R6. 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7. 1月	2月	3月	4月	5月

2 納付書や口座振替で個人住民税をお支払いいただく方【普通徴収】

定額減税前の税額をもとに算出された、第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除されます。

減税額	← 6月で控除しきれない場合は順次控除 →		
税負担額	R6. 6月	8月	R7. 1月

3 公的年金から個人住民税が差し引かれる方【年金特別徴収】

定額減税前の税額に基づいて算出された令和6年10月の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月以降の特別徴収税額から順次控除されます。

← R5に確定・通知済み →			減税額	← 10月で控除しきれない場合は12月から順次控除 →	
R6. 4月	6月	8月	税負担	10月	R7. 2月

その他

○年度途中で新たに課税される場合や税額変更が生じる場合や徴収方法が変更となる場合(退職などによる特別徴収から普通徴収への変更など)変更後の徴収方法における減税の実施方法は上記とは異なります。

○減税しきれない場合は、調整給付金が支給されます。
詳細は、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご覧ください。



○定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減額されます。

○減税額は納税通知書や特別徴収税額通知書に記載されます。

○所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。



令和6年度から

森林環境税の課税が始まります



地球温暖化防止や治水など、さまざまな機能を持つ森林の整備や担い手不足などが大きな課題となっています。そこで令和6年度から、森林整備やその促進を目的とした「森林環境税(国税)」が、市・道民税と併せて課税されます。納付された「森林環境税」は、全額が「森林環境譲与税」として都道府県・市町村に譲与され、活用されます。

市・道民税(均等割)が課税されている方の負担は変わりません

	令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税(国税)	—	1,000円
市民税均等割	3,500円	3,000円
道民税均等割	1,500円	1,000円
合計	5,000円	5,000円

東日本大震災の復旧・復興のため、市道民税(均等割)に年額1,000円が臨時的に加算されていましたが、令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税が課税されます。

森林環境税および市・道民税の非課税となる基準

次の条件に該当する方は課税されません。

市・道民税と森林環境税では、非課税となる基準が異なるため、森林環境税のみ課税される場合があります。

森林環境税	市・道民税
生活保護法により生活扶助を受けている方	
障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方	
扶養親族を有する場合、合計所得金額が次の金額以下の方 28万円×【同一生計配偶者および扶養親族の数+1】+10万円+16万8千円	扶養親族を有する場合、合計所得金額が次の金額以下の方 28万円×【同一生計配偶者および扶養親族の数+1】+10万円+17万円



問合せ
市税係
☎32-2219

※令和6年度の個人住民税は、令和5年1月～12月の合計所得に基づいて課税されます。

あかびらガンバレ 応援寄附金(ふるさと納税)



問合せ 企画調整係 ☎32-1834

令和5年度も全国の方々から昨年を上回るご寄附をいただきました。市内事業者の皆様にご協力をいただいております返礼品につきましても、全国の方々にお届けし大変ご好評をいただいております。いただいた寄附金につきましては「あかびらガンバレ応援基金」に積み立て、今後のまちづくりに活用していきます。

令和5年度
寄附状況

区分	計
寄附件数	50,483件
寄附金額	1,457,178,990円

ふるさと納税の活用状況

事業名	令和4年度末残高	令和5年度積立額	令和5年度活用状況		令和5年度末残高
			事業内容	金額	
命と健康を守るため地域医療の充実を図る事業	397,873,138円	170,238,530円	医師確保費用など	83,148,000円	484,963,668円
子どもたちが元気で健やかに育つための事業	460,162,633円	246,124,079円	小中学校の給食費無償化など	100,167,000円	606,119,712円
市民自らのまちづくりに資する事業	32,286,424円	15,099,078円	火まつり実行委員会の補助金など	16,050,000円	31,335,502円
炭鉱遺産を保存・継承したまちづくりに資する事業	65,440,731円	16,880,795円	炭鉱遺産の修繕やPR活動など	9,376,000円	72,945,526円
その他まちづくりに資する事業	71,141,195円	14,396,796円	該当事業なし	0円	85,537,991円
用途を指定しない	264,379,697円	194,251,033円	民間賃貸住宅家賃助成、みらい音響設備更新など	79,279,000円	379,351,730円
合計	1,291,283,818円	656,990,311円		288,020,000円	1,660,254,129円